

資料4

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料3参照。）

（基準値設定剤）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
キノフメリン	0.07	0.0030		0.000053		0.003
フロラスラム	0.13			0.00000122		0.0000012

（再評価対象剤）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
ブタクロール	0.02 (0.026)	0.041 (0.041)		0.00011 (-)		0.04 (0.041)
			0.00031 (0.00021)	0.00011 (-)		0.0004 (0.00021)

網掛け：水濁基準値案の10分の1を超える PEC

※：括弧内は前回審議での値

2. 基準値設定後の対応

キノフメリン及びフロラスラムについては水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以下になることが確認された。

ブタクロールについては、水田 PEC_{Tier1} と非水田 PEC_{Tier2} の合計値が、水濁基準値案を超えることから、水田 PEC_{Tier2} を算出するとともに、非水田 PEC_{Tier1} との合計値を算出した。その結果、水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以下になることが確認された。

従って、キノフメリン、フロラスラム及びブタクロールについて、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

ブタクロールについて、平成29～令和2年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた18,946地点中、71地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.0038 mg/Lであり、水濁基準値を上回っている地点はなかった。

また、これまでに実施された農薬残留対策総合調査では、水域基準値と水域 PEC が近接することから河川モニタリングの対象となっており、平成19年度から令和4年度まで複数年度に渡って環境基準点においてモニタリングが実施されており、その濃度は0.00029 mg/L～0.00188 mg/Lとなっている。

その他公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。